

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃
2	対象税目	(法人税:外)(国税12) (法人住民税:外)(地方税11) 【新設】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>退職等年金給付の健全な運営を確保するため、積立金に対する特別法人税の撤廃を要望する。</p> <p>なお、特別法人税については、平成29年3月末まで課税停止措置が講じられている。</p> <p>《関係条項》</p> <p>法人税法(昭和40年法律第34号)第8条、第83条、第84条、第87条 地方税法(昭和25年法律第226号)第51条、第314条の4 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第68条4、</p>
4	担当部局	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成27年~31年
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度:退職等年金給付に対する非課税措置の開始 ※退職等年金給付は「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号)及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成24年法律第98号)により創設され、平成27年10月から制度を運用。
7	適用又は延長期間	適用期限なし
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 私立学校教職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図り、私立学校教育の振興に資する。</p> <p>《政策目的の根拠》 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興 <教育振興基本計画> 基本施策2-9 私立学校の振興</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特別法人税を撤廃することによって、私立学校教職員等の安定した老後の所得確保を図り、私立学校教育の振興に資する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに、財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、退職等年金給付制度の加入者である私立学校教職員等の保護及び私立学校教育の振興の大きな阻害要因となる。</p>

			<p>このため、特別法人税を撤廃することによって、私立学校教職員等の安定した老後の所得確保を図り、私立学校教育の振興に資する。</p> <p>※平成 27 年度における退職等年金給付積立金の運用利回りの実績は 0.75%であり、特別法人税 1.173%の課税された場合、財政上必要な利回りを確保できなくなる。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p><u>退職等年金給付積立金</u></p> <p>平成 27 年度末 193 億円</p> <p>※平成 27 年 10 月より積立を開始しているため、当面の間、給付はないと想定した場合、将来推計値は以下のとおり。</p> <p>平成 28 年度末 636 億円(推計値)</p> <p>平成 29 年度末 1,079 億円(推計値)</p> <p>平成 30 年度末 1,522 億円(推計値)</p> <p>平成 31 年度末 1,965 億円(推計値)</p>
		② 減収額	<p>減収見込額</p> <p>平成 27 年度:2.26 億円(国税:2.01 億円、地方税:0.25 億円)</p> <p>《算出方法》</p> <p>平成 27 年度末時点の積立金額(193 億円)に、1.173%(国税:1.044%、地方税:0.129%)を乗じる。</p> <p>※将来の減収見込額(推計値)</p> <p>平成 28 年度:7.46 億円(国税:6.64 億円、地方税:0.82 億円)</p> <p>《算出方法》</p> <p>平成 28 年度末時点の積立金額推計値(636 億円)に、1.173%(国税:1.044%、地方税:0.129%)を乗じる。</p> <p>平成 29 年度 12.65 億円(国税:11.26 億円、地方税:1.39 億円)</p> <p>平成 30 年度:17.85 億円(国税:15.89 億円、地方税:1.96 億円)</p> <p>平成 31 年度:23.04 億円(国税:20.51 億円、地方税:2.53 億円)</p> <p>※算出方法は同上。</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>現在、特別法人税の課税凍結により老後の所得を確保している。さらに、特別法人税を撤廃することで、実施機関や加入者等における課税への不安感を取り除くことができる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>特別法人税が課税された場合、財政状況に悪影響が生じる等、加入者等の安定した老後の所得確保の阻害要因となる恐れがある。</p> <p>※平成 27 年度における退職等年金給付積立金の運用利回りの実績は 0.75%であり、特別法人税 1.173%の課税された場合、財政上必要な利回りを確保できなくなる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>退職等年金給付制度は、税制上の措置を講ずることで、国として加入者等の老後の所得確保を支援することを目的としている。法改正等の手法を用いた制度改正により、魅力ある制度とし、健全な育成を図っているが、税制上の支援措置は他に代え難い強力な支援策である。</p>

		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	退職等年金給付は法律で積立義務を図っている。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	住民の老後の所得保障の充実及び財産形成の促進により、加入者等の安定した老後の所得確保を図り、私立学校教育の振興に資することを目的としているため、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—